

学校だより



ひの

第6号

令和2年9月11日
大東市立氷野小学校
校長 長谷 敦

2学期も3週間すぎました

今年度は8月20日（木）に始業式を行い、2学期が始まってから早くも3週間が過ぎました。まだまだ暑さも続きますが、子どもたちは元気に登校してくれています。引き続き、新型コロナウイルスや熱中症などの対策をしっかり行ってまいります。



10月17日（土）の運動会（体育参観）にむけて、9月23日より練習がスタートします。すでにお伝えしていますように、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため三部制（低学年の部、中学年の部、高学年の部）による実施や、全校一斉で行う開会式、閉会式、応援合戦などの中止、保護者のみの交代制参観など対策を講じた運動会の実施となります。内容は大きく変更いたしますが、子どもたちが「楽しかった」と思える運動会にしてまいります。

（運動会のご案内やプログラムについては、後日配布いたします。）

練習におきましても、「十分な間隔をとる」「体育館に入る前の手洗いと換気」「バトンを使用する場合の消毒と手洗いの徹底」など、引き続き対策をしっかりと行ってまいります。

例年、この時期に各学年の遠足についてお知らせしておりましたが、今年度につきましては、10月の運動会実施など学校行事の予定が大きく変更されておりますので、まだ具体的な日程や内容まで検討できておりません。



大阪府の新型コロナウイルス感染拡大状況が大きく変わらなければ、運動会が終了後、遠足も実施してまいります。

宿泊行事（林間学習、修学旅行）について

本校では11月3日（火）、4日（水）に修学旅行、翌週の11月10日（火）、11日（水）に林間学習をそれぞれ予定しております。どちらも教育的意義がある大切な行事であり、可能な限り実施する方向で考えておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束していない限り、状況によっては実施直前に再検討し、中止の判断をしなければいけないことも想定されます。

キャンセル料が発生しない一か月前にまず判断を行いますが、宿泊行事については今後以下のように判断していくつもりです。

- 1) 最終判断日（行事の一か月前）まで大阪府における新型コロナウイルス感染拡大状況が現時点より大幅に増えない限り、修学旅行、林間学習は実施いたします。
- 2) 最終判断日以降、決定をしたものの感染拡大が大幅に増えてきたような場合、中止を含めて再検討します。ただし、キャンセル料は発生します。
- 3) 各行事実施2週間前に本校に新型コロナウイルス感染者が確認され、休校になった場合は、保健所とも連携し慎重に判断します。（中止の場合キャンセル料が発生してきます）

一か月を過ぎてからの中止はキャンセル料が発生し、大変心苦しく考えておりますが、子どもたちのためにも、教育的な意義が大きい宿泊行事については可能な限りぎりぎりまで実施の方向で進めていきたいと考えております。

また、感染症が拡大し、各宿泊行事が予定していた日程に実施できなかった場合ですが、新たな日程での宿舍や新幹線の確保が大変困難な状況にあり、日帰りの行事に変更という可能性もあります。

感染拡大が収束していない中、中止によるキャンセル料発生などご負担をおかけすることがあるかもしれませんが、なにとぞご理解いただき、ご協力賜りますよう今後ともよろしくお願いいたします。

それぞれの行事についての説明会日程は、後日学年よりお知らせいたします。



引き続きご協力お願いします

(新型コロナウイルス感染症防止対策について)

新型コロナウイルス感染症防止対策については、これまでも様々ご協力いただいておりますが、感染拡大防止に向けて、再度「登校を控えさせる基準等」をお知らせいたします。今後ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 登校を控えさせる基準について

① 児童生徒等（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間

（めやす：感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間）

期間中に感染が判明すれば、「感染の場合」の期間へ

② 児童生徒等（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止期間の基準】

本人に発熱等かぜ症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日： 解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌日

※症状が続く場合、新型コロナ受診相談センターへ要相談

		発症日				
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
A	2日目に 快癒した場合	症状あり	快癒	快癒後	快癒後	
		出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
B	3日目に 快癒した場合	症状あり	症状あり	快癒	快癒後	快癒後
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

なお、身近に児童生徒等の様子を見る中で、新型コロナウイルスへの感染が疑われるものではないと判断できるものであれば、症状が治まった後、すぐに登校させてもかまいません。

(例) 明らかに食べ過ぎによる腹痛である、普段から頭痛症状を持つ児童生徒等である、医師の診断の結果(新型コロナウイルス感染に起因するものではなく)「登校しても大丈夫」と言われているなど

症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となり解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌日

新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間 ⇒ 感染が判明すれば「①」へ

(2) PCR 検査を受検することが決定した場合

- ① 受検が決定した場合やその検査結果については、引き続き速やかに学校までご連絡ください。
- ② 留守番電話対応時間中においては、「大東市教育委員会コロナウイルス感染症連絡専用メール窓口」にご連絡ください。

【メールアドレス：k_covid19@city.daito.lg.jp】

(3) その他

- ・感染拡大防止の観点から、PCR 検査を受検した際による保健所の指示(入院及び自宅待機の期間など)については、遵守していただきますようよろしくお願いいたします。